

本学職員の懲戒処分について

このたび、本学事務職員が、担当する業務に関して、計4件の業務遅延・放置を発生させたことを理由として停職処分を受けるとともに、停職から復帰した当日に、業務改善指示書の交付を受けたにもかかわらず、同日に、上司に相談・報告を行わず、自身の勝手な判断により不適切な業務上の対応を行ったという事案が発覚しました。また、当該事務職員においては、当該事案以外にも、自身の勝手な判断により誤った対応を行った事案を起こしており、その後の対応により、大学の業務の停滞及び業務増加等を招くとともに、大学の名誉・信用を失墜する結果となりました。

本件は、本学職員懲戒規則第3条の2第1項に定める「勤務態度不良」に該当することから2021年4月20日付けで当該事務職員を停職10日の懲戒処分といたしました。

このようなことが起こってしまったことは誠に遺憾であり、厳正な処分をいたしました。本学ではこのことを厳粛に受け止め、職員に対して改めて、厳しく注意と指導に努めていく所存です。

2021年4月28日

東京医科歯科大学長

田 中 雄二郎

【本件に関する問い合わせ先】

総務部人事労務課

(電話) 03-5803-4159